

令和7年度 届出を要する食品関係営業施設の監視指導状況

業種・ランク	区分	監視対象施設数	監視目標数	監視実施施設数	監視率
集団給食施設	B	5	5	2	40%
	C	180	90	50	56%
	D	137	23	26	113%
過去2年間に行政処分を受けた施設	A	0	-	-	-
計		322	118	78	66%

業種・ランク	区分	監視対象施設数	監視実施施設数	
旧許可業種であった営業	魚介類販売業 (包装済み魚介類のみの販売)	E	74	58
	食肉販売業 (包装済みの食肉のみの販売)	E	128	62
	乳類販売業	E	192	60
	氷雪販売業	E	7	0
	カップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)	E	318	16
販売業	弁当販売業	E	18	31
	野菜果物販売業	E	189	37
	米穀類販売業	E	40	1
	通信販売・訪問販売による販売業	E	26	0
	コンビニエンスストア	E	184	16
	百貨店・総合スーパー	E	161	163
	自動販売機による販売業 (カップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)	E	131	5
	その他の食料・飲料販売業	E	472	195
製造・加工業	添加物製造・加工業 (法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	E	5	1
	いわゆる健康食品の製造・加工業	E	5	0
	コーヒー製造・加工業 (飲料の製造を除く。)	E	35	2
	農産保存食料品製造・加工業	E	343	10
	調味料製造・加工業	E	71	6
	糖類製造・加工業	E	33	0
	精穀・製粉業	E	31	2
	製茶業	E	188	2
	海藻製造・加工業	E	11	1
	卵選別包装業	E	10	1
	その他の食料品製造・加工業	E	1,508	46
第68条第3項に改正法により用されるものを含む。～の法	上記以外のもの	E	113	1
	器具・容器包装の製造・加工業 (合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)	E	17	0
	露天、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	E	2	0
	その他	E	12	0
計		4,324	716	